

これからの「法化社会」を支える司法書士の皆様に

「演習形式」で学ぶ要件事実

ゼミナール要件事実

大江 忠 著

■ A5判・430頁・全1巻 定価 本体2,800円＋税
ISBN4-474-01773-0 C3332 ¥2800E (1)

本書の特色

- 要件事実の基礎的部分を、当事者の言い分を簡明にした事例⇒設問⇒解説という一連の流れで掲載。
- 裁判の流れ（訴訟物―請求原因―抗弁―再抗弁など）に沿って相互の証明責任をわかりやすく解説。

内容構成

第1 一般民事訴訟

- I 金銭請求／II 不動産引渡・明渡請求／III 動産引渡請求／IV 登記請求／V 責任財産・執行／VI 親族・相続
第2 行政訴訟／第3 社会保障訴訟／第4 税務訴訟／第5 労働訴訟／第6 知的財産訴訟／第7 行政訴訟の主張・立証責任

推薦のことは

司法書士は、民事裁判にあつて重要な要件事実論の勉強を怠ってきたように思える。

本書は、司法書士が多く受託するであろうと思われる事件について、多くの事例を設定し、原告と被告の主張と、それに法的評価を加え解説し、訴訟物は何か、そうすると請求原因はどう構成すべきか、それに対する抗弁はどのようなものがあるか、その立証方法はどうか、更に、訴え提起の事前準備は何をすべきか、抗弁提出の事前準備は何かを知ることができる。

したがって、初心者にとっても受託事件の訴訟をすすめる上で理解を深めることができ、事件解決の自信につなげることになる。

そうした意味で、これから裁判事務を志す司法書士にとっては、是非この一冊を備えておくことをお勧めする。

本書によって、事件管理が適確となり、これから作成する訴状や答弁書、準備書面が光を増すことになることを信ずる。

日本司法書士会連合会 会長 中村 邦夫

※ホームページでさらに詳しい内容がご覧いただけます。ご注文も可能です。

第一法規

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
☎(03)3404-2251 FAX(03)3404-2269
<http://www.daiichihoki.co.jp/dhweb/yoken/index.html>

V 責任財産・執行

事例34 債権者代位権（所有権移転登記抹消登記請求権）

（Xの言い分）

私は、Aに対し、平成14年3月20日、弁済期15年3月19日、利率年1割との約定で、1,000万円を貸し付けました。Aには、その所有している本件土地建物以外に私の債権を満足させるに足りる財産はない状態でした。ところが、本件土地建物は、Aの所有であるにもかかわらず、登記上、Yがその所有名義を有しているのです。

（Yの言い分）

私はAから、平成15年6月1日、本件土地建物を代金1,000万円で買い受けました。

設 問

- 1 Xが訴訟を提起する場合、その訴訟物と請求原因は
- 2 債権者代位権の本来型、登記請求権型、貸借権に基

解 説

1 債権者代位権

民423条は、債権者が自己の債権を保全するために、第三者に対してその債務者が有する権利を債務者に代わって行使できることを定める。したがってこの債権者代位権の訴訟物は、代位行使される権利である。そして、債権者代位権の権利発生要件は、大別して、債権者に当事者適格を与える代位権代位行使される訴訟物としての債務者の権利である。代位権の要件は、以てみるように、さらに二つに細分化される。

（1）代位権の要件

- ① 債権者が債務者に対して有する債権の発生原因事実

裁判の流れに沿って
相互の証明責任をわ
かりやすく解説

当事者の言い分を
簡明にした事例

責任を負う（司研・要件事実について45頁、平井・

- ② 上記①の債権を保全する必要性（債務者の無資力）

（2）代位行使される権利の発生要件事実

債権者の債権保全の必要性（債務者の無資力の要件）は、本来型では当然必要であるが、保全されるべき権利が登記請求権や貸借権に基づく貸借物使用請求権の場合のような転用型の場合は、不要であるとされている（我妻・債権総論160頁以下）。この要件の主張・立証責任は債権者にある（最判昭和

19. 7. 1876<判解75>）。
民法講義171頁は、債権者が債務者の資力が不十分であることが困難であることを理由に、むしろ、債務者に資力があるが代位権成立の阻害要件と考える余地があることを指摘し

2 本来型

訴訟物 AのYに対する所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記抹消登記請求権

*この設例は、債務者の無資力の要件が要求される「本来型」の場合である。このように本来型の場合に債務者の無資力が必要と考えるべきであるというのは、従来の民法学の研究によるものであり、要件事実論は、その成果をふまえて、その評価的要件をどのような積極・消極の事実の総合として考えてゆくべきか、その立証責任の分配を考えることになる（伊藤・要件事実基礎163頁）。

請求原因1 XはAに対し、平成14年3月20日、利率年1割、弁済期を平成15年3月19日との約定で金1,000万円を貸し渡したこと

2 請求原因1の債権の保全の必要性（Aは無資力であること）を基礎づける事実

*上記の請求原因1、2の要件は、「本来型」で必要となる当事者適格に関する要件事実である。

3 Aは、平成15年6月1日、本件土地建物を所有していること